

一般社団法人奈良県サッカー協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県サッカー協会(英名を Incorporated Football Association of Nara Prefecture(略称N.F.A))と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県磯城郡田原本町に置く。

(支部)

第3条 この法人は、総会の決議によって奈良県内に支部をおくことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、奈良県においてサッカーの普及発展及び競技力の向上に関する事業を行うとともに、公益財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって奈良県民の豊かなスポーツ文化を創造し、心身の健全な発達及び社会の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サッカーに係わる試合の主催及び公式記録の作成・保存に関すること。
- (2) サッカーに係わる団体、選手、監督及び審判の登録に関すること。
- (3) サッカーの指導者及び審判の養成に関すること。
- (4) サッカーに係わる団体及び選手の育成・強化に関すること。
- (5) サッカー技術の指導、調査及び研究に関すること。
- (6) サッカーに係わる広報及び普及に関すること。
- (7) サッカーに係わる競技施設の拡充及び確保に関すること。
- (8) サッカーに係わる国際交流及び地域交流に関すること。
- (9) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関すること。
- (10) サッカーに係わる試合の運営受託に関すること。
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した団体及び個人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会の決議をもって推薦された者

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別途定める入会及び退会に関する規程（以下「入退会規程」という）に基づき入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- 3 賛助会員になろうとする者は、別途定める「入退会規定」に基づき入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、理事会において別途定める入会金及び会費規程（以下「会費等規程」という）に基づき、入会時に入会金を、毎年、会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、入退会規程に基づき退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 正会員は、入退会規程に基づき次年度の登録手続きを行わないときは、自動的に退会する。
- 3 名誉会員は退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合において当該会員に対し、当該総会の日から1週間までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を8カ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、総会の日から2週間前までに、正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当た

る。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金の借入
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席しない正会員は、予め書面によって議決権を行使することが出来る旨通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員から議事録署名人を2名選出し、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とし、他に常務理事を4名以内で置くことができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人法の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団法人法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会で定めた順序により、業務執行に関わる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。又補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任され

た理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給に基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うための要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、その通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りではない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。また、議事録は、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常務理事会)

第 34 条 会長は必要に応じて副会長、専務理事及び常務理事を招集し、常務理事会を開催することができる。

- 2 常務理事会は、この法人の事業遂行を目的とする事項を協議する。
- 3 常務理事会を開催したときは、議事録を作成し、出席した理事 2 名以上が記名押印する。

第 7 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第 35 条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を各 5 名以内で置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦に基づき、絵会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、及び顧問は、この法人の重要な事項について、会長の諮問に応じ、又は建議することができる。
- 4 参与は、理事会の諮問に応じることができる。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 委員会

(各種委員会)

第 36 条 この法人の事業遂行上必要と認めた場合、理事会の議決を経て各種委員会を設置することができる。

- 2 各種委員会の名称、事務及び組織は、理事会の議決を経て会長が定める。
- 3 各種委員会の委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(議事録)

37 条 各種委員会を開催したときは、議事録を作成し、出席者 2 名以上が記名押印する。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び職員を置き、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な使用人

に該当する職員については、理事会の決議を経て、会長が任免する。

3 事務局長及び職員は、有給とする。

4 事務局長及び職員の就業規程及び給与規程その他事務局について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第43条 この法人は、前条の規定に該当するもの並びに収支予算で定めるものを除き、新たな義務

の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(余剰金の処分制限)

第44条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 足

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において別定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は奥野信亮とする。又、業務執行理事（副会長）を吉川敏雄、業務執行理事（専務理事）を山口浩とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法

法人の解散の登記と一般社団法の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 特例民法法人奈良県サッカー協会の理事、監事、名誉会長及び顧問であるものは、第 22 条及び第 29 条の規定にかかわらず、この法人の設立登記後の理事、監事、名誉会長及び顧問であつて、その役員の任期は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

5 特例民法法人奈良県サッカー協会の諸規程は、法令及びこの定款に違反しない限り一般社団法人奈良県サッカー協会の諸規定として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。